

学校いじめ防止基本方針

枚方市立蹠跽中学校
令和 7 年 4 月

第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が連携して、一過性ではなく、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめ防止対策推進法第13条および国立教育政策研究所「いじめの防止等のための基本的な方針」に則り、また、本校では、「子どもの人権を尊重した教育の推進」を学校経営基本方針の1つとしており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成 25 年 10 月 11 日 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

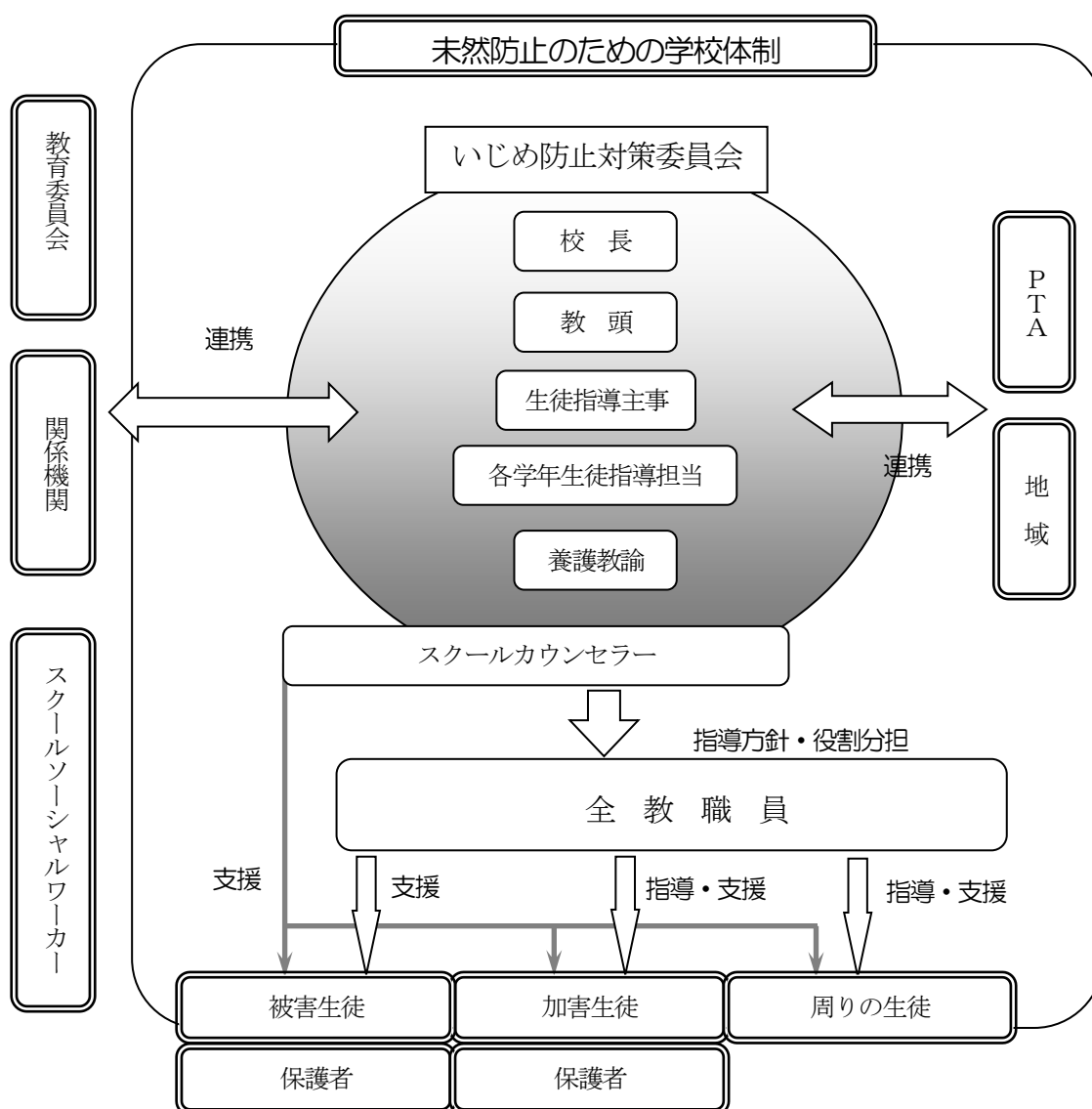
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策推進法22条)

(1)名称「いじめ防止対策委員会」

(2)構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー



(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

	1 年	2 年	3 年	全体
4月	保護者・生徒へ相談窓口周知	保護者・生徒へ相談窓口周知	保護者・生徒へ相談窓口周知 保護者説明会	いじめ対策委員会(年間計画の確認) 「いじめ防止基本方針」 HP更新
5月	ストップ・ザ・いじめ いじめアンケート	ストップ・ザ・いじめ いじめアンケート	ストップ・ザ・いじめ いじめアンケート	生徒の情報収集・共有 アンケート集約・分析
6月	教育相談 QU アンケート①	教育相談 QU アンケート①	教育相談 QU アンケート①	
7月	期末懇談	期末懇談	期末懇談	いじめ対策委員会(進捗確認)
8月				教職員夏季研修会 いじめ対策委員会(2学期に向けて)
9月 10月	いじめアンケート② QU アンケート② 体育祭 文化祭	いじめアンケート② QU アンケート② 体育祭 文化祭	いじめアンケート② QU アンケート② 体育祭 文化祭	生徒の情報収集・共有 アンケート集約・分析
11月	教育相談	教育相談	教育相談	
12月	期末懇談 SNS 講演会	期末懇談 SNS 講演会	期末懇談 SNS 講演会	いじめ対策委員会(2学期総括)
1月 2月	いじめアンケート③ 教育相談	いじめアンケート③ 教育相談	いじめアンケート③ 教育相談	アンケート集約・分析 保護者との情報交流
3月				いじめ対策委員会(3学期総括「いじめ防止基本方針」見直し)

5. 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は定期的に実施し(週1回)、各学期に年3回を基本として生徒へのアンケートを実施して、生徒の現状を把握するとともに、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級が中心となり、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。すべての子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければなりません(発達支持的生徒指導)。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが重要です。生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

なお、教職員は「組織対応」を基本とし、指導方針を共通理解した上で、役割を明確にして、迅速な対応を進めるよう留意する。

2. いじめの防止のための措置

- (1) 学校は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修の実施や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しては、集会や道徳・学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、道徳教育や人権教育の充実だけでなく、学校行事や体験活動を通して、「自己肯定感・自己有用感」を育む集団づくりを行い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、分かりやすい授業づくりを進めるために授業力向上研修の実施に努める。また、ストレスに適切に対処できる力を育むために、道徳教育や部活動、読書活動を充実させるとともに、スクールカウンセラー等の相談機関について生徒保護者への周知を図る。

- (4) PTA・地域・ゲストティーチャー等に協力を求め、体験学習の充実を図り、他人から認められるという実感ができる機会を設定する。また、校内では体育祭や文化祭などの学校行事または学年行事を通して、生徒一人ひとりが活躍できる場を設定し、自己有用感や自己肯定感を育む。
- (5) 生徒会活動や学年協議会活動を推進し、いじめ防止の取り組みを通して生徒自身がいじめの問題を主体的に考える機会を設定する。なお、その際は教師主導ではなく、あくまでも生徒主導の活動になるように留意する。
- (6) SNS等の適切な活用について、各家庭でフィルタリングだけでなく、子どもたちを危険から守るための具体的なルールを作成してもらうよう支援、助言をする。また、外部講師等を招聘し、生徒はもとより、保護者にも考えていただく機会を作るように努める。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が半断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいる。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

それゆえ、教職員には、生徒との信頼関係の構築を図るとともに、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。また、一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、研ぎすまされた人権感覚を持ち、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢を基本的なスタンスとし、生徒たちの気持ちを受け入れ、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとする「カウンセリング・マインド」を高めていくことが必要である。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) QUアンケートやいじめアンケートを実施し、いじめや問題行動の実態把握に努める。また、定期的な教育相談のほか、学期末に懇談を設定する。教職員は情報の共有に努め日常的に担任、副担任、教科担当、部活動顧問等、複数の教職員で生徒を見守る体制づくりに尽力する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、上記(1)の懇談等の設定とともに、オープンスクールや保護者説明会等を設定する。また、PTA各種会議等でPTAと連携し情報共有を行う。
- (3) 生徒・保護者・教職員がいつでもいじめに関して相談できるように、生徒集会、保護者説明会、職員会議等や学級通信・学年通信・学校だよりを通して、校内の相談機関(相談室、保健室の利用方法)、SCへの相談方法だけでなく、相談機関の利用方法等を広く周知し、保護者に協力を呼びかける。

- (4) 教育相談等で得た個人情報については、問題の解決を目的として利用し、必要の範囲内で教職員が共有する。また、法令等に定める場合を除き、事前に本人又は保護者の同意を得ることなく第三者への提供は行わない。

第4章 いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒の心のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔やみ、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、大阪府教育庁が作成した「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別紙1)を基本にして、外部機関とも連携する。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるよう留意する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職・学年主任・学年生徒指導担当教諭・首席・生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ不登校委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじているのか？→加害者・被害者の確認
- いつ・どこで起こったのか？→時間・場所の確認
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？→内容の確認
- いじめのきっかけは何か？→背景と要因の確認
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？→期間の確認

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問・保護者の来校により保護者と直接面会し、丁寧にかつ正確に状況説明を行い、今後の指導・連携について理解と協力を求める。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、関係機関と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が心身ともに落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ不登校委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

さらに、いじめた生徒からいじめられた生徒への謝罪が行われた後も、担任および当該生徒が所属する教師が中心となり、見守り活動を続け、再発防止に努める。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせたうえで、いじめたとされる生徒からも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる生徒の聞き取りについては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係の聞き取りをした後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (4) いじめた生徒の保護者に対して、教職員は十分に話を聞きつつ、同様のことが起こらないよう、今後、当該生徒がどのように学校生活を送るか等、家庭内で十分に話しあっていただけるよう、支援する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめを見聞きしたら、必ず教職員に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となり生徒一人ひとりを大切さを自覚した学級経営をするとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。さらに学年全体への指導や支援も行い、自分の大切さとともに相手の大切さを認めることができる集団づくりに尽力する。教職員は生徒が他者と関わる中で、自らの力を発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう、個に応じた助言、支援に努める。

残念ながら認知されたいじめ事象については、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。そのうえで、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の人権意識の高揚を図る。同時に教職員の人権意識の高揚をはかるための研修等も実施する。その際、スクールカウンセラーとも連携する。また、日常の教育活動に加え、体育祭・文化祭や宿泊・校外学習等の行事についても、生徒がよりよい人間関係づくりを学べるよう、教職員は適切な支援に努める。

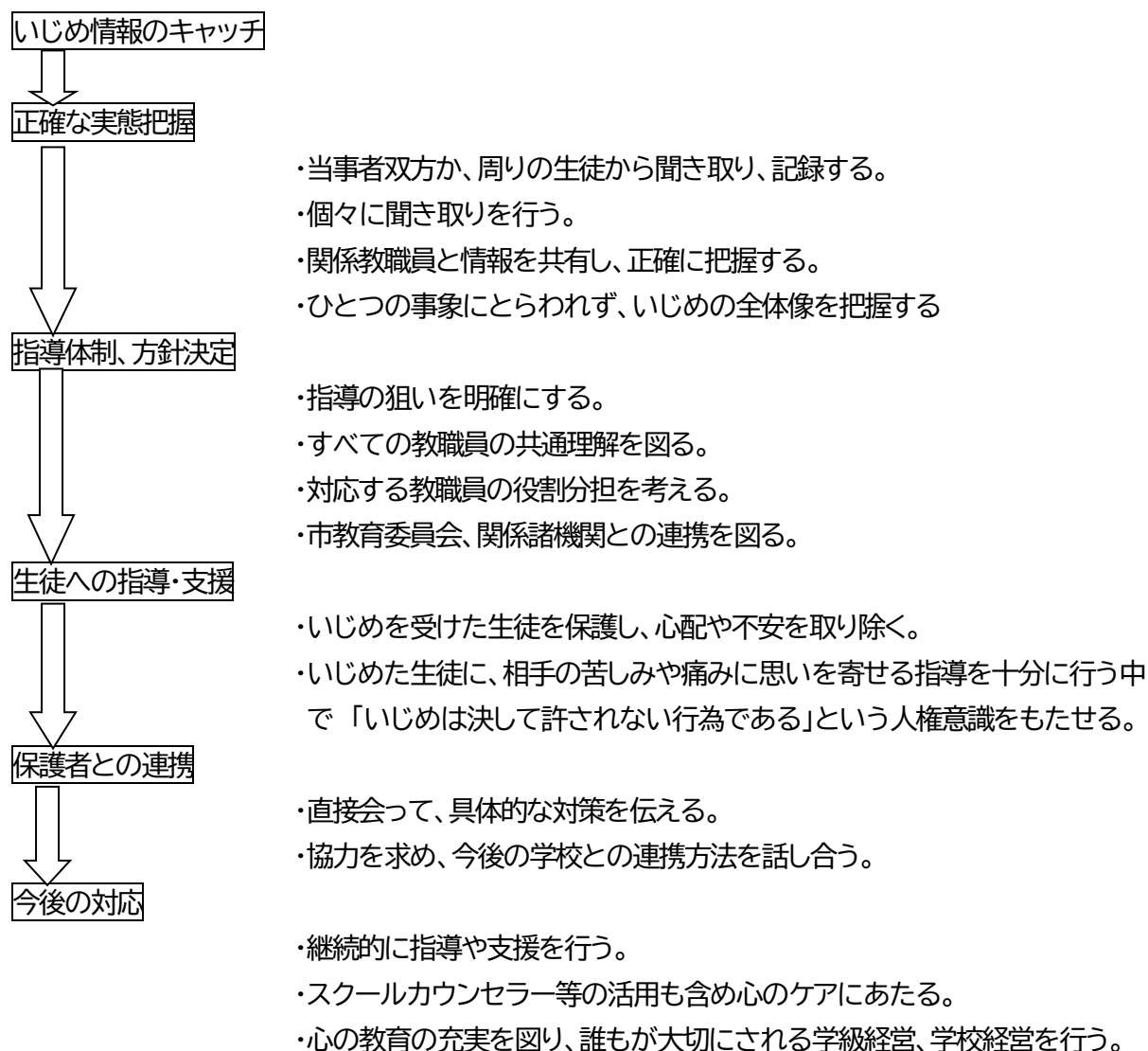
6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて関係機関と連携して対応する。

(3) 教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を通じて、情報モラルに関する学習を推進する。

第5章 いじめ対応の基本的な流れ



第6章 いじめ発見時の緊急対応

1. いじめを受けた生徒・いじめの存在を知らせてくれた生徒を守り通す

いじめを受けていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来てくれた生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめを

受けている生徒といじめている生徒を別の場所で行う等、人権に配慮した指導を行う。状況に応じて、いじめを受けている生徒、いじめ情報を伝えてくれた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員の見守り体制を整備する。

2. 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ☐ 誰が誰をいじめているのか？ ……【加害者と被害者の確認】
- ☐ いつ、どこで起こったのか？ ……【時間と場所の確認】
- ☐ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ ……【内容】
- ☐ いじめのきっかけは何か？ ……【背景と要因】
- ☐ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……【期間】

第7章 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

① 調査を要する重大事態

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」について、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。

想定されるケースの例

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 子どもたちが自殺を企図した場合 | ☐ 身体に重大な被害を負った場合 |
| ☐ 金品等に重大な被害を被った場合 | ☐ 精神性の疾患を発症した場合 など |

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としているが、日数だけではなく、子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、子どもたちや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめ

の結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応する必要があると考える。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断し、重大事態の発生を市長に報告するとともに、大阪府を通じて国に報告する。

③調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行う。

ア)学校が主体となる場合

教育委員会は、学校へ指導主事を派遣し、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

イ)教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を行う。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

④調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにそのもとに組織を設ける。

ア)学校が主体となる場合

学校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行う。

イ)教育委員会が主体となる場合

教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を招集し、調査を行う。

⑤事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることが肝要と考える。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものである。

ア)いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもたちから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。この際、いじめを受けた子どもたちや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査実施が必要である。次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせる。また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたる必要があると考える。

イ)いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

⑥調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた子どもたち及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。

(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができる。

再調査についても、いじめを受けた子どもたち及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。また、市長はその結果を議会に報告する。

②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)で構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。

構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱する。

③再調査の結果をふまえた措置

教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じる。

第8章 その他

学校の実情にあわせて補則する。

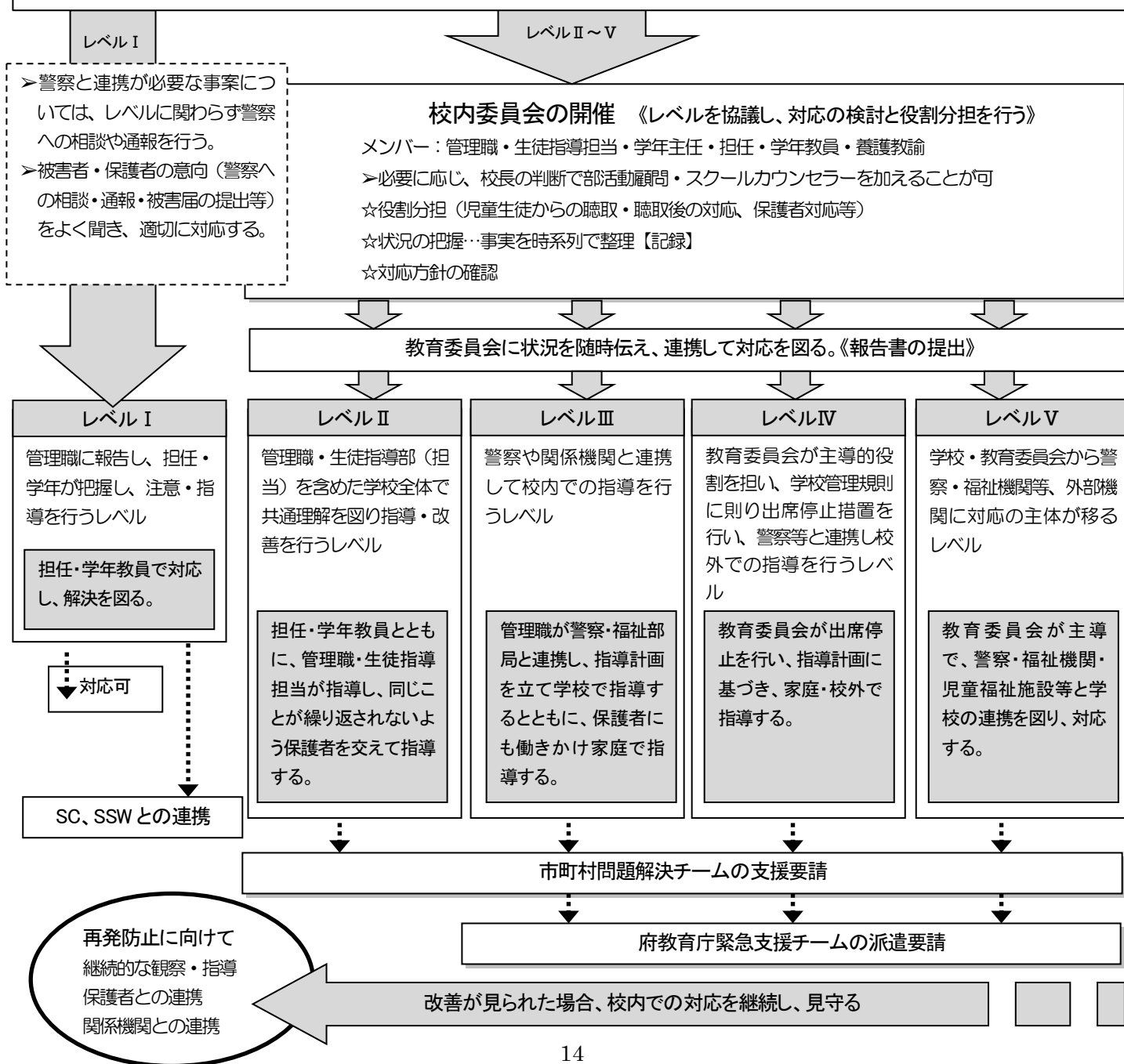
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



資料2 家庭内で「いじめ」を早期発見するためのチェックリスト【保護者用】

※ 声にならないSOSシグナルを感じ取ってあげましょう。

【朝（夜）】

- 1 ☐ なかなか起きてこない。
- 2 ☐ なかなかトイレから出てこない。
- 3 ☐ 朝になると、「おなかが痛い」など不調を訴える。
- 4 ☐ 学校を休みたがるようになり、遅刻や欠席が増える。
- 5 ☐ 夜、なかなか眠れなくて、睡眠不足のようだ。
- 6 ☐ 特に、学校関係の用事が無いのに、朝早くや夜遅くに家を出る。

【身 体】

- 7 ☐ 顔や手足に、傷やあざができています。

【持ち物】

- 8 ☐ 筆箱などの学用品が壊されたり、教科書・ノートが破れたりしている。
また、無くなったりしている。
- 9 ☐ 学校に着て行った服や制服に、汚れや破れができています。
- 10 ☐ 家のお金やものが無くなっている。
- 11 ☐ 子どものお小遣いの残額が急激に減っている。

【言 動】

- 12 ☐ 「学校をやめたい」「転校したい」などの言葉を口にする。
- 13 ☐ 勉強しない時間が増え、成績が下がる。
- 14 ☐ 突然、友だちに呼び出されたりする。
- 15 ☐ 無言電話や発信者不明のメールが届く。
- 16 ☐ 電話の着信音に、過剰に反応する。
- 17 ☐ 家族の前では、かかってきた電話に出ようとしない。
隠れて、電話をかけるようになる。
- 18 ☐ いじめられている友だちのことをよく話題にする。
- 19 ☐ 家族との会話を避け、部屋に閉じこもることが増える。
- 20 ☐ 口数が減って、学校や友だちの話をしなくなる。
- 21 ☐ おどおどして、表情が暗い。
- 22 ☐ 急に、今までよく付き合っていた友だちが変わる。

資料3 相談機関

1. 枚方市の主な相談機関

機 関 名	所 在 地	名 称	電話番号	相 談 日 時・内 容 等
枚方市 教育委員会	枚方市 車塚1丁目 1番1号 輝きプラザ きらら	「子どもの笑顔 守るコール」 幼児・児童・生徒に 関する 電話相談窓口	072 (809) 7867	いじめ専用ホットライン(電話相談) 月～金 9:00～17:00 (土日・祝日及び年末年始を除く) 教育相談員が相談を受けます。
			072 (809) 2975	教育安心ホットライン(電話相談) 月～金 9:00～17:00 (土日・祝日及び年末年始を除く) 教育相談員が相談を受けます。必要に応じて 面接相談も可能(要予約)
まるっとこど もセンター	枚方市岡東町 12-3-410 サンプラザ 3号館 4F	親子関係、子育て、 友達のことなど、18歳未満 の子どもについての 様々な相談	050 (7102) 3221	月～金 9:00～17:30 (土日・祝日及び年末年始を除く) 家庭児童相談員が相談を受けます。 電話または来所。(要予約)

2. その他の主な相談機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	相 談 日 時・内 容 等
大阪府枚方 少年サポート センター	枚方市大垣内 2-15-1	072 (843) 2000	青少年問題に関する相談 月～金 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) 教育相談員が相談を受けます。
大阪府中央 子ども 家庭センター	寝屋川市 八坂町 28-5	072 (828) 0161	子どもや家庭についての相談、 おおむね 25 歳までの青少年についての相談 月～金 9:00～17:45 児童福祉司・児童心理司が相談を受けます。 電話または来所
大阪府教育 センター すこやか 教育相談	大阪市 住吉区荻田 4-13-23	下記参照	不登校、家庭における子育て、しつけ、学級経営、 通路などについての相談 月～金 9:30～17:30 児童精神科医、臨床心理士、教員経験者などが 電話で相談を受けます。 Eメール相談・FAX 相談は 24 時間窓口設置 面接相談は学校を通して事前の予約必要

【大阪府教育センターすこやか教育相談】

- ◎ 子どもからの相談(すこやかホットライン) 電話06-6607-7361 Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ 保護者からの相談(さわやかホットライン) 電話06-6607-7362 Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎ すこやか教育相談24 電話0120-0-78310 平日の相談時間以外、土、日、祝日、24時間対